

証券コード5342
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

愛知県常滑市唐崎町2丁目88番地
ジャニス工業株式会社
代表取締役社長 富本和伸

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第92期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.janis-kogyo.co.jp/aboutus/ir/stockinfo.html>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト

(<https://www.nse.or.jp/listing/search/>)

上記ウェブサイトにアクセスして当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2026年6月25日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県常滑市唐崎町2丁目88番地
当社 本社事務所 (後記会場ご案内図をご参照ください) |

3. 目的事項

報告事項

1. 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席されない場合

- 書面による議決権行使 ●「スマート行使」によるご行使 ●パソコン等によるご行使

### 行使期限

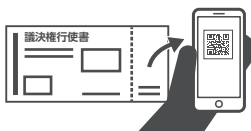
2026年6月24日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### 行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては4頁  
をご覧ください。

### 行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては5頁  
をご覧ください。

## 当日ご出席される場合

- 株主総会へ出席 ●

### 株主総会開催日時

2026年6月25日(木曜日)  
午前10時00分



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

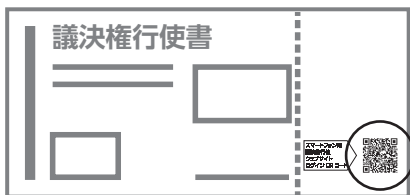
## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面(郵送)とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## ●「スマート行使」によるご行使●

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

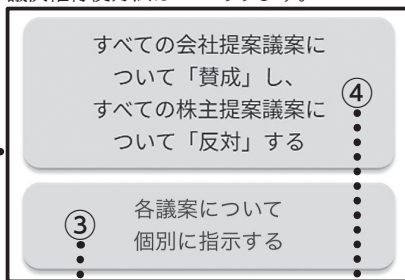


※QRコード®は、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

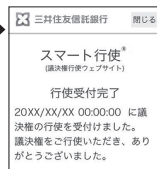


### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④すべての会社提案議案について「賛成」し、すべての株主提案議案について「反対」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

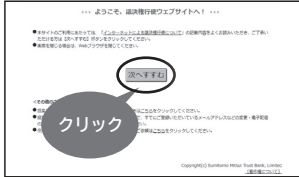


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

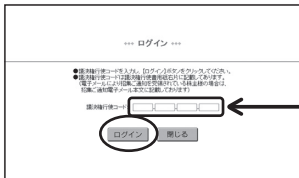
## ● パソコン等によるご行使 ●

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ② ログインする

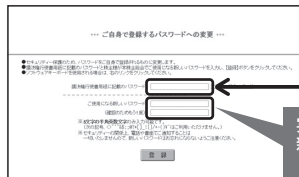


議決権行使コード



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

### ③ パスワードを入力する



「初期パスワード」を入力



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※「すべての会社提案議案について「賛成」し、すべての株主提案議案について「反対」する」を選択すると、会社提案議案には賛成、株主提案議案には反対が入力されます。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について ☎ 0120-652-031 (9:00～21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

# 事業報告

2025年4月1日から  
2026年3月31日まで

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、第二次高市内閣が発足し、責任ある積極財政や大規模な設備投資減税により、日本経済の成長機会を大きく上向させる可能性があると予想されております。また、個人消費に持ち直しの動きがみられるだけでなく設備投資も緩やかに持ち直すなど景気は緩やかな回復基調にあります。一方で、円安や中東情勢の混迷による原油価格高騰により多岐に亘るコスト上昇が予想され先行きは不透明な状況となっております。

当社関連業界におきましては、リフォーム・リノベーション市場は拡大が期待され、中古住宅流通も活性化していく中で新設住宅着工戸数の縮小傾向が顕著であり、さらに材料費高騰、労働者不足、省エネ基準義務化などにより、今後も厳しい状況が続くと予想されます。

こうした状況の中ではありますが、前年に引き続きビルダー市場における新規受注獲得が奏功し、売上高は前年同期比2.8%増加しました。利益面におきましても当社単体では高い製造原価の在庫消化が進み、売上総利益の改善は進みましたが、為替等による更なる資材価格・燃料の高騰により第1四半期分の損失補填まで至らず、連結子会社の納品遅延による減収・減益が大幅に拡大し、利益確保には至りませんでした。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,982百万円(前年同期比136百万円増加)、営業損失は152百万円(前年同期は営業損失110百万円)、経常損失は48百万円(前年同期は経常損失82百万円)、減損損失を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損失は203百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益45百万円)となりました。

2027年3月期は中期経営計画の最終年度となり、その中で掲げましたデザイン性やカラーバリエーションに富んだ洗面商材「irodori」、ヒップオンドライヤー搭載温水洗浄便座サワレット「Revoom（リブーン）」等の新商品販売により、リフォーム市場や新規チャネル開拓を新規陶器OEM開発の受注活動に加え進めてまいります。また、利益面においては前期の資材価格・燃料上昇分の価格改定、メンテナンス費用を中心とした費用削減、外部機関も活用した生産性向上による省力化を進め、中東情勢の動向による業績影響は未確定な部分ではありますが、連結子会社事業のリアロケーション、事業継続の是非も判断し、営業利益の確保に努めてまいります。

なお、当社は、衛生機器の製造・販売の単一セグメントであります。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、177百万円であり、当連結会計年度中に完成しました主要な設備は、本社工場における衛生陶器製造設備であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

国内景気は、円安や中東情勢の混迷による原油価格高騰により、多岐に亘るコスト上昇が予想されます。当社を取り巻く環境においては、新設住宅着工戸数の縮小傾向、建築コストの高騰、住宅ローン金利のジリ高基調など厳しい状況が続いております。

このような状況下、『100期へ向けて新たな時代への挑戦 Challenge of a new era』をスローガンとし、資材・エネルギー価格の高騰や質上げ等による価格上昇分に対し、より一層の製造原価低減活動や一部販売価格改定を行い、お客様への高付加価値商品の提供の強化とさらなるサービスの向上を目指し、売上高の回復を図ってまいります。また、第93期に向け持続可能な社会実現に貢献できる企業となるため、メーカーの基本であるISO(品質・環境)・改善活動を通じて品質・サービス改善、収益力改善、働き方改革、地域に根差したエコ活動を進めてまいります。

## (5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2023年3月期連結会計年度より4期連続して営業損失、経常損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。当社グループは、当該状況を解消するために以下の方策を実施してまいります。

- (1) 収益面では、高付加価値商材による新規チャネル開拓と非住宅・リフォーム市場の拡販による売上げの確保を実施してまいります。また、生産コストからの適正な販売価格の見直しを行い、収益改善に努めてまいります。
- (2) 生産工程での時間管理・人員管理を強化し、生産性向上を意識した生産体制の再構築を実施し、派遣社員・請負の適正化による労務費の削減をすすめ、製造原価低減を図ってまいります。さらに、従来から継続しておりますビルダー市場での受注獲得により生産稼働率の安定化と操業度の向上を図り、製品単位当たりのコスト削減を推進します。
- (3) 資金面においては、取引銀行から必要な融資枠の確保もできておりますが、今後も継続的な支援が得られるよう交渉してまいります。また、為替変動・燃料高騰に対し各種ヘッジ商品の活用も引続きすすめてまいります。

これらの状況を鑑み、現時点において、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は実施途上にあり、今後の事業進捗や追加的な資金調達の状況等によっては、当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## (6) 財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第89期<br>(2023年3月期) | 第90期<br>(2024年3月期) | 第91期<br>(2025年3月期) | 第92期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年3月期) |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                           | 4,675              | 4,369              | 4,845              | 4,982                           |
| 経常損失(△) (百万円)                         | △134               | △259               | △82                | △48                             |
| 親会社株主に<br>帰属する当期<br>純利益又は当<br>期純損失(△) | △188               | △1,176             | 45                 | △203                            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>当期純損失(△)              | △51円15銭            | △317円98銭           | 12円39銭             | △54円99銭                         |
| 総 資 産 (百万円)                           | 5,114              | 4,123              | 4,370              | 4,243                           |
| 純 資 産 (百万円)                           | 2,060              | 974                | 1,014              | 913                             |
| 1株当たり純資産                              | 554円00銭            | 260円00銭            | 270円72銭            | 243円41銭                         |

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は自己株式数控除後の期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は自己株式数控除後の期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)保有の当社株式を含めております。

## (7) 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容         |
|-------------------|-----------|---------|-----------------|
| 株式会社<br>ファインテック高橋 | 15,000 千円 | 100.0 % | 給排水栓の製造<br>及び販売 |

## (8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事 業 区 分 | 主 要 な 製 品 の 名 称                       |
|---------|---------------------------------------|
| 衛 生 機 器 | 衛生陶器、温水洗浄便座(サワレット)、<br>トイレカウンター、洗面化粧台 |

(9) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

| 種 別   | 名 称 : 所 在 地                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 本 社   | 愛知県常滑市                                                              |
| 営 業 所 | 東日本支店 (東京都)、西日本支店 (大阪府)、<br>中部営業所 (愛知県)、東北営業所 (宮城県)、<br>九州営業所 (福岡県) |
| 工 場   | 本社工場、本社化成工場、大野工場 (以上愛知県)                                            |
| 子 会 社 | 株式会社ファインテック高橋 (千葉県)                                                 |

(10) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 153名    | 15名減        |

(注) 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員数

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 139名    | 15名減        | 41.7歳   | 17.3年       |

(注) 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 あ い ち 銀 行     | 550百万円    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 463       |
| 知 多 信 用 金 庫           | 366       |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 300       |
| 株 式 会 社 名 古 屋 銀 行     | 100       |

(注) 株式会社三菱UFJ銀行と融資限度額を決めたコミットメントライン契約(融資限度額500百万円)を締結しております。

## 2. 会社の株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,600,000株  
(2) 発行済株式の総数 3,833,543株（自己株式33,726株を含む。）  
(3) 株主数 726名  
(4) 大株主

| 株 主 名               | 持 株 数 | 持株比率  |
|---------------------|-------|-------|
| タカラスタンダード株式会社       | 621千株 | 16.3% |
| ジャニス工業取引先持株会        | 511   | 13.4  |
| 株式会社ニッソウ            | 364   | 9.5   |
| 株式会社三菱UFJ銀行         | 182   | 4.7   |
| 株式会社LIXIL           | 180   | 4.7   |
| 株式会社三井住友銀行          | 117   | 3.0   |
| 三井住友信託銀行株式会社        | 100   | 2.6   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口） | 98    | 2.5   |
| ジャニス工業従業員持株会        | 81    | 2.1   |
| 伊 奈 浩 一             | 81    | 2.1   |

- (注) 1. 当社は、自己株式33,726株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式33,726株には、(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式98,600株を含んでおりません。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等の状況（2026年3月31日現在）

#### 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 2013年7月16日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2013年8月2日から2043年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

|                              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|------------------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 18個     | 普通株式3,600株    | 2人   |

(2) 2014年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2014年8月2日から2044年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

|                              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|------------------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 20個     | 普通株式4,000株    | 2人   |

(3) 2015年7月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2015年8月1日から2045年7月31日まで

⑤ 当社役員の保有状況

|                              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|------------------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 20個     | 普通株式4,000株    | 2人   |

(4) 2016年7月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2016年8月2日から2046年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

|                              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|------------------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 20個     | 普通株式4,000株    | 2人   |

(5) 2017年7月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき200円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2017年8月2日から2047年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

|                              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|------------------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 24個     | 普通株式4,800株    | 2人   |

- (注) 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。新株予約権の目的となる株式の種類及び数及び行使価額は、当該株式併合による調整を反映しておりません。

## 4. 会社役員 の 状況 (2026年3月31日現在)

### (1) 取締役の状況

| 会社における地位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                               |
|----------------|---------|--------------------------------------------|
| 代表取締役社長        | 冨 本 和 伸 | 株式会社ファインテック高橋 取締役<br>生産部管掌                 |
| 常務取締役          | 宇 野 正 敏 | 株式会社ファインテック高橋 代表取締役社長                      |
| 取締役            | 蟹 江 直 樹 | 営業部長                                       |
| 取締役<br>(監査等委員) | 半 田 昌 利 | 株式会社ファインテック高橋 監査役                          |
| 取締役<br>(監査等委員) | 森 田 雅 也 | りんく税理士法人 代表社員<br>デリカフーズホールディングス株式会社<br>監査役 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 水 野 吉 博 | 弁護士                                        |

- (注) 1. 取締役森田雅也氏及び水野吉博氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、半田昌利氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員森田雅也氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 2025年6月27日開催の第91期定時株主総会をもって、取締役(常勤監査等委員)水野修氏は辞任し退任しました。
5. 2025年6月27日開催の第91期定時株主総会をもって、半田昌利氏が取締役(常勤監査等委員)に新たに選任され就任いたしました。
6. 2026年3月25日をもって、取締役(株式会社ファインテック高橋 代表取締役社長)堀健亮氏は、辞任により退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役

## ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は1割を被保険者が負担しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ①取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会で行っております。

### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会の決議による年額報酬限度額は、2016年6月定時株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)が年額150,000千円、取締役(監査等委員)が年額30,000千円で決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、監査等委員である取締役は3名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月定時株主総会で譲渡制限付株式報酬限度額を年額30,000千円(監査等委員である取締役は除く。)で決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役は除く。)の員数は4名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長富本和伸がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であります。これらの権限を委任した理由は、会社の状況を考慮して報酬を決定するには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役との関与・助言の機会を適切に確保し、社外取締役との意見交換を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④非金銭報酬等の内容

取締役(監査等委員である取締役は除く)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上へ貢献意欲を従来以上に高める事を目的として、取締役に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容およびその交付状況は「2. 会社の株式の状況」に記載のとおりです。

#### ⑤取締役の報酬等の総額等

| 区分                | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |        | 支給人員<br>(名) |
|-------------------|----------------|----------------|--------|-------------|
|                   |                | 基本報酬           | 非金銭報酬等 |             |
| 取締役<br>(監査等委員を除く) | 42,864         | 42,864         | —      | 4           |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 14,776         | 14,776         | —      | 4           |
| (うち社外取締役)         | (7,099)        | (7,099)        | —      | (2)         |
| 合計                | 57,640         | 57,640         | —      | 8           |

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

2. 非金銭報酬として取締役(監査等委員は除く)に対して株式報酬を交付しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役(監査等委員)森田雅也氏は、りんく税理士法人の代表社員及びデリカフーズホールディングス株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には、特別な関係はありません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

##### (1) 社外取締役(監査等委員) 森田雅也

当事業年度に開催された取締役会には、12回中9回、また、監査等委員会には、12回中9回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の会計処理・内部統制についての意見を述べております。

(2) 社外取締役（監査等委員） 水野吉博

当事業年度に開催された取締役会には、12回中11回、また、監査等委員会には、12回中11回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての意見を述べております。

なお、会社法施行規則第124条に定める社外役員を設けた株式会社の特則につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 栄監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                  | 16,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 16,500千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「経営理念」及び「倫理規程」を制定し、取締役及び使用人に対し、法令・定款の遵守を徹底する。
- ② 内部統制委員会を設置し、社内規程の整備を通じて、適切な業務運営の維持・向上を進める。
- ③ 内部通報制度を制定し、コンプライアンスに係る諸問題が発生した場合の早期把握・早期是正に努める。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存する。
- ② 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 事業上のリスクについては、各部門がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行う。
- ② 各部門長は、毎月の経営会議において、必要に応じてリスク管理の状況について報告する。
- ③ 監査等委員会及び内部監査部門は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営に関する重要事項については、各部門長が出席する経営会議で十分な議論を行い、その審議を経て、取締役会で決議する。
- ② 原則として、経営会議は月2回、取締役会は月1回開催することとし、必要に応じて臨時の経営会議及び取締役会を適宜開催する。

## (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会は、内部統制委員会の従業員に監査に必要な業務を命じることができるものとする。
- ② 監査等委員会から監査に必要な業務の命令を受けた従業員は、その業務の遂行にあたって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。

## (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、その都度監査等委員会に報告するものとする。
- ② 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、必要に応じていつでも業務の執行状況の報告を求めることができるものとする。

## (7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会が選定した監査等委員は、必要に応じて、経営会議等重要な会議に出席することができる。
- ② 監査等委員会は、監査報告会を開催し、社長と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- ③ 監査等委員会は、定期的に会計監査人と会合を持ち、情報及び意見の交換を行う。

## (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。
- ② また、本システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

## (9) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
- ② また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、体制の強化を図るものとする。

# 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を確認・審議した上で、必要に応じて、社内規程等の見直しを行っております。

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含め取締役6名で構成され、原則月1回の定時取締役会のほか随時必要に応じて開催し機動的かつ迅速な意思決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行いました。また、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しました。

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の定時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有をしながら会社の状況を把握し、必要に応じて提言のとりまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員は、全ての稟議書の回付を受け取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営委員会、内部統制委員会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### (1) 剰余金の配当及び内部留保

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

### (2) 自己株式の取得

当社では、将来の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度につきましては、当期純損失を計上することとなったため無配いたしました。今後は、経営成績を勘案しながら早期復配を実現することを目指してまいります。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	2,428,334	流 動 負 債	2,002,113
現金及び預金	387,076	支払手形及び買掛金	306,732
受取手形及び売掛金	631,043	電子記録債権	151,777
電子記録債権	375,088	短期借入金	1,150,000
製品	668,483	1年内返済予定の長期借入金	152,508
仕掛品	144,546	リース債権	8,488
原材料及び貯蔵品	176,265	未払金	68,251
前払費用	27,637	未払費用	44,265
その他の資産	9,159	未払法人税等	15,001
	9,034	未払消費税等	19,260
固 定 資 産	1,815,007	前受金	4,136
有形固定資産	1,010,919	預り金	7,579
建物及び構築物	158,919	設備関係支払手形	230
機械装置及び運搬具	11,293	設備関係電子記録債権	3,191
工具、器具及び備品	768	賞与引当金	64,042
土地	826,538	製品保証引当金	3,676
リース資産	13,399	その他	2,972
投資その他の資産	804,088	固 定 負 債	1,327,828
投資有価証券	566,461	長期借入金	502,455
出資	141	リース債権	28,326
長期貸付金	4,100	繰延税金負債	121,790
長期前払費用	4,491	再評価に係る繰延税金負債	165,939
差入保証金	10,975	退職給付に係る負債	290,377
投資不動産	169,806	資産除去債務	130,942
デリバティブ債権	43,428	長期未払金	800
その他	11,283	長期預り保証金	87,197
貸倒引当金	△6,600	負債合計	3,329,942
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	229,664
		資 本 金	1,000,000
		資 本 剰 余 金	181,346
		利 益 剰 余 金	△847,724
		自 己 株 式	△103,957
		その他の包括利益累計額	671,261
		その他有価証券評価差額金	301,220
		土地再評価差額金	370,040
		新 株 予 約 権	12,474
		純 資 産 合 計	913,400
資 産 合 計	4,243,342	負債及び純資産合計	4,243,342

連結損益計算書

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		4,982,780
売上原価		4,212,941
売上総利益		769,839
販売費及び一般管理費		922,294
営業損失		152,455
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,941	
その他	114,674	130,615
営業外費用		
支払利息	16,012	
その他	10,681	26,693
経常損失		48,533
特別利益		
固定資産売却益	1,563	1,563
特別損失		
減損損失	146,669	
固定資産除売却損	2,480	149,149
税金等調整前当期純損失		196,119
法人税、住民税及び事業税		7,415
当期純損失		203,535
親会社株主に帰属する当期純損失		203,535

連結株主資本等変動計算書

2025年4月1日から

2026年3月31日まで

科 目	残高及び変動事由	金 額
		千円
株 主 資 本		
資 本 金	当期首残高	1,000,000
	当期末残高	1,000,000
資 本 剰 余 金	当期首残高	181,346
	当期末残高	181,346
利 益 剰 余 金	当期首残高	△644,188
	当期変動額	△203,535
	当期末残高	△847,724
自 己 株 式	当期首残高	△103,957
	当期末残高	△103,957
株 主 資 本 合 計	当期首残高	433,200
	当期変動額	△203,535
	当期末残高	229,664
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	193,976
	当期変動額	(純額) 107,243
	当期末残高	301,220
土地再評価差額金	当期首残高	374,810
	当期変動額	(純額) △4,770
	当期末残高	370,040
その他の包括利益 累計額合計	当期首残高	568,787
	当期変動額	(純額) 102,473
	当期末残高	671,261
新 株 予 約 権	当期首残高	12,474
	当期末残高	12,474
純 資 産 合 計	当期首残高	1,014,461
	当期変動額	△101,061
	当期末残高	913,400

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、2023年3月期連結会計年度より4期連続して営業損失、経常損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。当社グループは、当該状況を解消するために以下の方策を実施してまいります。

- (1) 収益面では、高付加価値商材による新規チャンネル開拓と非住宅・リフォーム市場の拡販による売上げの確保を実施してまいります。また、生産コストからの適正な販売価格の見直しを行い、収益改善に努めてまいります。
- (2) 生産工程での時間管理・人員管理を強化し、生産性向上を意識した生産体制の再構築を実施し、派遣社員・請負の適正化による労務費の削減をすすめ、製造原価低減を図ってまいります。さらに、従来から継続しておりますビルダー市場での受注獲得により生産稼働率の安定化と操業度の向上を図り、製品単位当たりのコスト削減を推進します。
- (3) 資金面においては、取引銀行から必要な融資枠の確保もできておりますが、今後も継続的な支援が得られるよう交渉してまいります。また、為替変動・燃料高騰に対し各種ヘッジ商品の活用も引続きすすめてまいります。

これらの状況を鑑み、現時点において、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は実施途上にあり、今後の事業進捗や追加的な資金調達の状況等によっては、当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ファインテック高橋

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株 移動平均法による原価法
式等

ロ 棚卸資産

製品・仕掛品・ 先入先出法による原価法（貸借対照表価額について
原材料・貯蔵品 は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ハ デリバティブ 時価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

1998年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 8～9年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 製品保証引当金

当社は特定の仕入先からの特定の製品販売後の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ファインテック高橋の決算日は、3月20日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の同日現在の計算書類を基礎としております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

ロ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ハ 収益及び費用の計上基準

当社は、衛生陶器、温水洗浄便座、トイレカウンター、洗面化粧台等の製造及び販売を行っております。当社はこれらの製品の支配が顧客に移転した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。売上割引については、顧客に返金すると見込んでいる対価を売上高から減額し、返金負債を計上しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品	668,483千円
仕掛品	144,546千円
原材料及び貯蔵品	176,265千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産について正味売却価額が簿価を下回った場合に簿価の切下げを行っております。また、正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については、将来の販売見込等を個別に検討したうえで、個別に簿価の切下げも実施しております。当該切り下げた金額については売上原価に計上しております。

しかしながら、将来の予測不能な環境変化等により、評価に用いた仮定等の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において簿価の切下げが追加的に必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		4,956,851千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額		104,164千円
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務		
① 担保に供している資産		
土	地	790,940千円
建	物	158,919千円
投 資 不 動 産		169,806千円
② 担保に係る債務		
短 期 借 入 金		700,000千円
1年内返済予定の長期借入金		39,996千円
長 期 借 入 金		23,351千円
長 期 預 り 保 証 金		12,000千円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によって算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価及び減損後の帳簿価額との差額

△34,128千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社	用途	場所	種類	金額(千円)
当社	生産設備等	愛知県常滑市	建物及び構築物	11,400
			機械装置及び運搬具	44,067
			工具、器具及び備品	37,281
			建設仮勘定	53,919
合計				146,669

当社グループは、衛生機器事業について会社単位でグルーピングしております。また、投資不動産・遊休資産については、物件単位でグルーピングしております。

当社の生産設備等につきましては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定評価額を基に算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式(株)	3,833,543	-	-	3,833,543

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式(株)	132,326	-	-	132,326

(注) 1. 当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式数98,600株が含まれております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式20,400株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な投資は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しリスク低減を図っております。デリバティブ取引は、外貨建取引の決済資金の調達における為替変動リスク、金利変動リスク、原油変動リスクおよび燃料費変動リスクのヘッジを目的とした取引であります。また投資有価証券は主として取引先銀行の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、翌月現金、支払手形又は電子記録債務にて支払っております。支払手形と電子記録債務は、2ヶ月から4.5ヶ月の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿に価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	559,221	559,221	—
資産合計	559,221	559,221	—
長期借入金	654,963	643,898	△11,064
負債合計	654,963	643,898	△11,064
デリバティブ取引	43,428	43,428	—

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券(非上場株式)	7,240

これらについては、「その他有価証券」に含めておりません。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(3) 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	559,221	—	—	559,221
デリバティブ取引	—	43,428	—	43,428
資産計	559,221	43,428	—	602,650

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	643,898	—	643,898
負債計	—	643,898	—	543,898

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等の観察可能なインプットに基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

この時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の概要

当社は、愛知県常滑市内に、賃貸用のオフィスビル(土地含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

連結貸借対照表計上額(千円)			連結決算日における時価(千円)
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 末残高	
171,333	△1,527	169,806	219,719

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産における当連結会計年度増減額は、減価償却費による減少1,527千円によるものであります。

3. 時価の算定方法は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、40,532千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
当社ブランド	2,728,987
OEMブランド	2,253,792
顧客との契約から生じる収益	4,982,780
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,982,780

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ハ 収益及び費用の計上基準に記載の通りです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 243円41銭

(2) 1株当たり当期純損失 54円99銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は132,326株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は132,326株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ジャニス工業株式会社
取締役会 御中

栄監査法人

名古屋事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 近藤 雄大

指定社員
業務執行社員

公認会計士 井上 友貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャニス工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャニス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は連続して営業損失、経常損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,197,864	流 動 負 債	1,896,465
現金及び預金	369,655	支払手形	320
売掛金	561,525	買掛金	259,017
電子記録債権	367,250	電子記録債務	135,508
製品	665,984	短期借入金	1,150,000
仕掛品	45,411	1年内返済予定の長期借入金	140,004
原材料及び貯蔵品	145,056	リース債務	4,407
前払費用	27,637	未払金	57,817
その他	8,053	未払費用	34,022
固 定 資 産	1,859,032	未払法人税等	14,821
有形固定資産	788,511	未払消費税等	19,260
建物	143,472	設備関係支払手形	230
構築物	0	設備関係電子記録債務	3,191
機械及び装置	0	賞与引当金	59,500
車両運搬具	0	製品保証引当金	3,676
工具、器具及び備品	0	その他	14,688
土地	645,038	固 定 負 債	1,246,747
投資その他の資産	1,070,520	長期借入金	489,967
投資有価証券	566,219	リース債務	17,460
関係会社株式	0	繰延税金負債	121,790
出資金	130	再評価に係る繰延税金負債	165,939
長期貸付金	530,000	退職給付引当金	249,880
長期前払費用	4,147	資産除去債務	130,942
差入保証金	8,483	長期未払金	800
投資不動産	169,806	長期預り保証金	69,967
デリバティブ債権	43,428	負 債 合 計	3,143,213
その他	11,283	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△262,978	株 主 資 本	229,947
		資 本 金	1,000,000
		資 本 剰 余 金	181,346
		資 本 準 備 金	100,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	81,346
		利 益 剰 余 金	△847,441
		利 益 準 備 金	48,205
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△895,646
		繰 越 利 益 剰 余 金	△895,646
		自 己 株 式	△103,957
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	671,261
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	301,220
		土 地 再 評 価 差 額 金	370,040
		新 株 予 約 権	12,474
資 産 合 計	4,056,896	純 資 産 合 計	913,683
		負債及び純資産合計	4,056,896

損益計算書

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,658,421
売 上 原 価		3,829,077
売 上 総 利 益		829,344
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		878,888
営 業 損 失		49,544
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,797	
そ の 他	111,421	127,218
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,494	
そ の 他	111,815	127,310
経 常 損 失		49,636
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,563	1,563
特 別 損 失		
減 損 損 失	146,669	
固 定 資 産 除 売 却 損	2,480	149,149
税 引 前 当 期 純 損 失		197,221
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,230
当 期 純 損 失		204,451

株主資本等変動計算書

2025年4月1日から

2026年3月31日まで

科 目	残高及び変動事由	金 額
		千円
株 主 資 本		
資 本 金	当期首残高	1,000,000
	当期末残高	1,000,000
資 本 剰 余 金		
資 本 準 備 金	当期首残高	100,000
	当期末残高	100,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	当期首残高	81,346
	当期末残高	81,346
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	当期首残高	48,205
	当期末残高	48,205
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰越利益剰余金	当期首残高	△691,194
	当期変動額	△204,451
	当期末残高	△895,646
自 己 株 式	当期首残高	△103,957
	当期末残高	△103,957
株 主 資 本 合 計	当期首残高	434,399
	当期変動額	△204,451
	当期末残高	229,947
評 価 ・ 換 算 差 額 等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	193,976
	当期変動額 (純額)	107,243
	当期末残高	301,220
土 地 再 評 価 差 額 金	当期首残高	374,810
	当期変動額 (純額)	△4,770
	当期末残高	370,040
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	当期首残高	568,787
	当期変動額 (純額)	102,473
	当期末残高	671,261
新 株 予 約 権	当期首残高	12,474
	当期末残高	12,474
純 資 産 合 計	当期首残高	1,015,661
	当期変動額	△101,978
	当期末残高	913,683

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2023年3月期事業年度より4期連続して営業損失、経常損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。当社は、当該状況を解消するために以下の方策を実施してまいります。

- (1) 収益面では、高付加価値商材による新規チャネル開拓と非住宅・リフォーム市場の拡販による売上げの確保を実施してまいります。また、生産コストからの適正な販売価格の見直しを行い、収益改善に努めてまいります。
- (2) 生産工程での時間管理・人員管理を強化し、生産性向上を意識した生産体制の再構築を実施し、派遣社員・請負の適正化による労務費の削減をすすめ、製造原価低減を図ってまいります。さらに、従来から継続しておりますビルダー市場での受注獲得により生産稼働率の安定化と操業度の向上を図り、製品単位当たりのコスト削減を推進します。
- (3) 資金面においては、取引銀行から必要な融資枠の確保もできておりますが、今後も継続的な支援が得られるよう交渉してまいります。また、為替変動・燃料高騰に対し各種ヘッジ商品の活用も引続きすすめてまいります。

これらの状況を鑑み、現時点において、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は実施途上にあり、今後の事業進捗や追加的な資金調達の状況等によっては、当社の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類等は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
市場価格のない株 式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株 移動平均法による原価法
式等

② 棚卸資産

製品・仕掛品・ 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原材料・貯蔵品

③ デリバティブ 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

1998年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

2007年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 8～9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 製品保証引当金

当社は、特定の仕入先からの特定の製品販売後の無償修理費用等の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

連結注記表と同一であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	665,984千円
仕掛品	45,411千円
原材料及び貯蔵品	145,056千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,575,509千円	
(2) 投資不動産の減価償却累計額	104,164千円	
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務		
① 担保に供している資産		
土	地	609,440千円
建	物	143,472千円
投 資 不 動 産		169,806千円
② 担保に係る債務		
短 期 借 入 金		700,000千円
1年内返済予定の長期借入金		39,986千円
長 期 借 入 金		23,351千円
長 期 預 り 保 証 金		12,000千円

(4) 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対して債務保証をおこなっております。

株式会社ファインテック高橋 24,992千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長 期 金 銭 債 権	530,000千円
短 期 金 銭 債 務	6,085千円

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によって算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価及び減損後の帳簿価額との差額

△34,128千円

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
- | | |
|-----------------|-----------|
| 営業取引（仕入高） | 276,910千円 |
| 営業取引（原材料の有償支給高） | 141,420千円 |
- (2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額(千円)
生産設備等	愛知県常滑市	建物及び構築物	11,400
		機械装置及び運搬具	44,067
		工具、器具及び備品	37,281
		建設仮勘定	53,919
合計			146,669

当社は、衛生機器事業としてグルーピングしております。また、投資不動産・遊休資産については、物件単位でグルーピングしております。

当社の生産設備等につきましては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定評価額を基に算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株 式数
普通株式(株)	132,326	—	—	132,326

(注) 1. 当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式数98,600株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失・繰越欠損金・退職給付引当金繰入限度超過額等であり、全額評価性引当金を計上しております。

また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものであります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	タカラスタンダード株式会社	(被所有)直接 16.3%	衛生設備機器の販売と購入	トイレ商品の販売	519,234	売掛金	56,205
				鏡台等の購入	53,167	買掛金	3,572

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は、一般取引条件と同様にまたは市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ファインテック高橋	所有 直接 100%	衛生設備機器の購入 資金の援助 役員の兼任 担保の受入 債務保証	原材料の有償支給	141,420	未収入金	—
				資金の貸付	181,000	長期貸付金	530,000
				資金の返済	10,000		
				給排水栓等の購入	276,910	買掛金	6,085
				担保の受入	196,946	—	—
				債務保証	24,992	—	—

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は、一般取引条件と同様にまたは市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。
3. 株式会社ファインテック高橋に対する資金の貸付については、無利息としております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 担保の受入については、当社の外部からの借入金の一部に対し、当該子会社が所有する資産を担保として供しており、当該資産の帳簿価格を取引金額に記載しております。
5. 子会社の銀行取引に対し保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。

10. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 243円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 55円24銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は132,326株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は132,326株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ジャニス工業株式会社
取締役会 御中

栄監査法人

名古屋事務所

指定社員

公認会計士 近藤 雄大

業務執行社員

指定社員

公認会計士 井上 友貴

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャニス工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は連続して営業損失、経常損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

ジャニス工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 半田昌利 ㊞

監査等委員 森田雅也 ㊞

監査等委員 水野吉博 ㊞

(注) 監査等委員森田雅也及び水野吉博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
1	富本和伸 (1967年5月23日生)	1991年4月 2004年1月 2006年11月 2008年3月 2012年6月 2018年6月 2018年9月	当社入社 当社営業統括室長 当社事業推進室長 当社経営管理部長 当社取締役就任 当社代表取締役社長就任(現任) ㈱ファインテック高橋取締役就任(現任)	45,500株
2	蟹江直樹 (1967年2月9日生)	1989年4月 2016年3月 2018年3月 2020年6月	当社入社 当社営業開発室長 当社営業部長(現任) 当社取締役就任(現任)	9,700株
3	鏡味政雄 (1970年9月2日生)	1994年4月 2023年3月 2024年3月 2026年3月	当社入社 当社生産部次長 当社生産部長(現任) ㈱ファインテック高橋取締役就任(現任)	2,200株
4	内山秀樹 (1969年4月2日生)	1993年4月 2024年3月 2026年3月 2026年6月	当社入社 当社品質保証室長 ㈱ファインテック高橋生産部長(現任) ㈱ファインテック高橋代表取締役社長(就任予定)	200株
5	竹内康人 (1970年9月30日生)	1993年4月 2020年6月 2023年6月 2026年4月 2026年5月	愛知県中央信用組合入組 同組合常勤理事就任 同組合常務理事就任 同組合常勤理事就任 同組合常勤理事退任	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
1	半田昌利 (1965年7月17日生)	1988年4月 2018年12月 2020年3月 2021年3月 2025年6月	当社入社 当社業務管理室長 当社営業部カスタマーサービス室長 当社生産部機器製造課長 ㈱ファインテック高橋監査役 就任(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	2,300株
2	森田雅也 (1960年2月5日生)	1987年10月 1987年11月 1991年4月 1993年8月 2003年6月 2004年4月 2016年6月	監査法人朝日親和会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 税理士登録 公認会計士登録 森田英治税理士事務所入所 当社社外監査役就任 税理士法人森田会計パートナーズ(現りんく税理士法人)代表社員就任(現任) デリカフーズ㈱(現デリカフーズホールディングス㈱)社外監査役就任(現任) 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	6,800株
3	水野吉博 (1978年8月16日生)	2005年10月 2005年10月 2013年6月 2016年6月	弁護士登録 弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所入所 当社社外監査役就任 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	2,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者森田雅也氏及び水野吉博氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
 (1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
 ①森田雅也氏につきましては、同氏がこれまで培ってきた公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査業務に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏がこれまで当社の会計監査人または顧問税理士であったことはありません。
 ②水野吉博氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、当社の監査業務に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について
- ① 森田雅也氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として企業会計に精通し、経営状態の把握・チェック機能の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - ② 水野吉博氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、森田雅也氏及び水野吉博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。本議案が原案どおり承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 森田雅也氏及び水野吉博氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、監査等委員である取締役に就任後、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況		候補者の有する 当社の株式数
中村勝己 (1961年8月30日生)	1989年4月 1989年4月	弁護士登録 弁護士法人 後藤・太田・立岡法律 事務所入所	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村勝己氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 補欠の社外取締役候補者とする理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外取締役候補者とする理由について
中村勝己氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を、当社の監査業務に活かしていただきたため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
中村勝己氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての意見を述べていただき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
中村勝己氏が社外取締役として就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、監査等委員である取締役に就任後、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

<株主提案>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

(1) 議案の要領

前田 浩を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任する。

(2) 提案する理由

当社の業績は、2023年3月期以降営業赤字、経常赤字の状況にありますが、当社の業績を回復し、黒字を達成するために、候補者を当社の取締役に加えることが当社にとって価値あるものと考えます。

現在の当社の取締役に外部の経営の専門家が1名もいません。また、当社の主要取引先であるタカラスタANDARD株式会社からの受注が、今後大幅に減る可能性が高く、さらに厳しい経営環境の下、業績悪化の拡大が懸念されます。近年の当社の決算の状況を見るに、現状の経営陣では業績回復を果たせないと考えております。

候補者は、建築業界に明るく、また自身の創業した会社の上場を成功させてきた経営のプロであり、候補者が当社取締役会の一員になることにより、業績回復の一翼を担えると確信しています。

候補者は、当社取締役に就任した暁には全力で当社に営業施策やアイデアを含めた経営アドバイスをする意向であり、また役員報酬も交通費も一切受け取らない所存です。

当社役員に外部の経営専門家である候補者を加えることにより、業績の回復を目指していきたいと考えています。

(3) 候補者の略歴等

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
前田 浩 (1961年12月12日生)	1980年2月 1987年1月	カナエプロダクション株式会社所属 クリエイティブリフォームオフィス マエダ創業	100株
	1988年9月	株式会社ニッソウ設立 同社代表取締役社長就任（現任）	
	2025年9月	株式会社ささき代表取締役会長就任 (現任)	

(会社注)以上は、本株主提案権行使者から提出された本株主提案権行使書の「議案の要領」、「提案する理由」及び「候補者の略歴等」をそのまま記載したものです。

(4) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

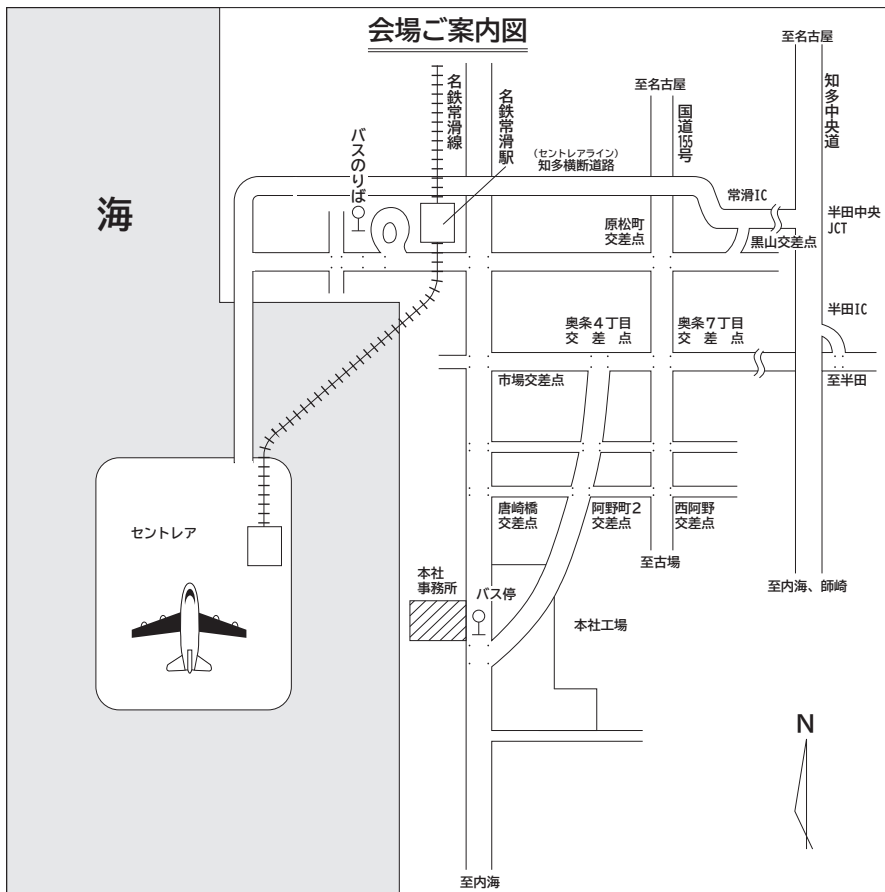
① 当社は、これまでの経歴・実績・見識・人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい経営陣幹部の選任や取締役の選任候補者の指名を取締役会にて決定しております。

② 当社は、2023年3月期から4期連続の営業損失・経常損失であり、最近の中東情勢も含め、資材価格・燃料の高騰から製造原価低減を進めることができなかったのも事実であります。しかしながら、当社では、その間に外部機関も活用した生産性向上での生産体制の見直しを実施し、製造原価低減、収益性向上を進めており、また売上高は増収と営業施策は確実かつ適切に進めてきた認識であります。現在、2027年3月期の業績回復に向け邁進しており、その方向性を維持すべく、会社提案の取締役会体制が適任であると考えております。

③ 当社は、「高付加価値商材による新規チャネル開拓と非住宅・リフォーム市場の拡販による売上げの確保」「生産性向上を意識した生産体制の再構築」「生産コストからの適正な販売価格の見直し」「連結子会社事業の継続判断」等の施策を実施しております。特に提案株主の本業であるリフォーム市場の拡販については、当社としては現在の施策を進めるにあたり影響があると考えておりますので、会社提案の取締役会体制が適任であると考えております。

④ 以上の理由から、当社取締役会としては、当社が本株主総会で提案予定の新取締役会の体制こそが、当社の業績回復・企業価値向上となる最も適切な体制と判断し、本株主提案には反対いたします。

以 上



名鉄常滑線「常滑駅」から約8分

- ・コミュニティバス グルーン「知多武豊駅」行き「ジャニス工業前」下車
常滑駅 9:15発 ジャニス工業前 9:23着をご利用ください。
- ・タクシーにて

知多半島道路 半田中央JCT →

知多横断道路(セントレアライン) 常滑I.C よりお車で約10分